

平成28年第4回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成28年6月21日(火) 午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、川田 耕司、加賀谷得子
- 4 欠席者 田村 明
- 5 事務局 書記長 木村 信悦、書記 石井 靖紀、清水 真、
門間 淳子、近藤 一仁
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - (1) 議案第20号 選挙人名簿に登録することについて(選挙時)
 - (2) 議案第21号 選挙人名簿から抹消することについて(選挙時)
 - (3) 報告第8号 登録の移替えをした者について(選挙時)
 - (4) 報告第9号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - (5) 報告第10号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - (6) 議案第22号 投票管理者及びその職務代理者の選任について
(参院選)
 - (7) 議案第23号 投票立会人の選任について(参院選)
 - (8) 議案第24号 期日前投票立会人の変更について(参院選)
 - (9) 議案第25号 ポスター掲示場を設置する場所の変更について
(参院選)
 - (10) 議案第26号 委員長の専決処分事項の指定について

午前9時00分開会

木村書記長 おはようございます。それでは、平成28年第4回三種町選挙管理委員会を開会致します。始めに近藤委員長よりご挨拶をお願い致します。

近藤委員長 おはようございます。

いよいよ明日公示ということで、18日間の選挙運動が始まります。また、18歳以上の有権者が250万人増えるようで、どのように影響するのかは分かりませんが、今日は、参議院議員選挙関連で10件程の議案がございます。よろしくご審議の程お願い申し上げまして、挨拶と致します。

それでは、進めさせていただきます。

近藤委員長　　まず、本日の会議録署名委員の指名ということで、川田委員と加賀谷委員にお願い致します。

（「はい。」の声有り。）

近藤委員長　　それでは、議案第20号「選挙人名簿に登録することについて」ということで、事務局の方から説明をお願いします。

清水書記　　はい。議案第20号「選挙人名簿に登録することについて（選挙時）」。

公職選挙法第22条第2項の規定により、別紙の者を平成28年6月21日付けで選挙人名簿に登録する。

説明致します。

本件につきましては、本日6月21日を基準日としまして、満18歳以上の新有権者と転入3カ月経過者等の選挙時登録を行うものでございます。

まず、1の新有権者登録の①でございますが、公職選挙法の改正法が6月19日から施行されまして、ご承知のとおり、今回の参議院選挙から選挙権年齢が満18歳まで引き下げとなっております。そのため、①では18歳から20歳までの新有権者を一括で名簿登録するものでございます。

対象につきましては、記載のとおり、選挙期日の7月10日までに満18歳から満20歳に達する者で、生年月日は、平成8年6月3日から平成10年7月11日まで。人数は、男120人、女137人、計257人の登録としております。

次に、②の方でございますが、満18歳から満20歳までの者のうち三種町の住民登録期間が3カ月以上のもので、かつ、転出後4カ月を経過しない選挙人名簿未登録者の登録で、男10人、女18人、計28人の登録としております。

この②につきましては、例えば、18歳の新有権者が選挙人名簿に登録される前に他の市町村に転出した場合に、3カ月経過で転出先の選挙人名簿に登録される前に選挙がありますと投票できないこととなります。そういった人については、議案に記載の要件の下で、転出前の市町村の選挙人名簿に登録されるという新しい登録制度が設けられております。

三種町から転出した18歳から20歳までの人のうち28名該当がございましたので、本日付で登録することとしております。

以上、本日付けの新有権者登録については、①と②を合わせま

して男130人、女155人、計285人でございます。

次に、2の転入登録でございます。

まず、①につきましては、6月定時登録後の転入3カ月経過者の登録でございます。従来どおりの3カ月経過の登録でございます。転入届では3月2日から3月21日までの者で、男3人、女4人、計7人の登録となっております。

次に、②につきましては、転入者のうち三種町の住民登録期間が3カ月以上のもので、かつ、その後三種町から転出して4カ月を経過しない選挙人名簿未登録者で、女1人の登録でございます。

②につきましては、先ほどの新有権者の②と同様に今回新たに設けられた登録制度によるものでございますが、例を申し上げますと、転入してきた人が、選挙人名簿に登録される前に他の市町村に転出して行った場合にも、やはり選挙のタイミングによっては、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されないため投票できないケースがございます。こうした場合は、新有権者と同じように、一定の要件の下で、転出前の市町村の選挙人名簿に登録されることになっております。本町では1名該当がございましたので、本日付の登録としております。

以上①と②を合わせまして、本日付の転入登録は、男3人、女5人、計8人でございます。

よって、本日付けの新有権者と転入の登録者総数は、男133人、女160人、合計293人でございます。

それぞれの対象者につきまして、別紙の名簿でご確認いただきたいと思いますが、1頁から9頁までが、新有権者登録285名でございます。

1頁をご覧いただきますと、氏名の後ろに*印が付いている人がおりますが、三種町で名簿に登録される前に他の市町村に転出し、新しい登録制度でもって三種町で登録される新有権者28名でございます。

なお、今回、新たに18歳から20歳となる者の生年月日につきましては、平成8年6月3日から平成10年7月11日まででございます。

次に、10頁をお開き願います。

こちらが、今回の転入登録8名でございますが、*印の付いた6番の人が、先ほど議案の方で説明致しました②の対象者でござ

います。1月に三種町に転入し、そのまま三種町にいれば6月定時登録で登録されていたところですが、その前に5月に転出となっております。今回の選挙におきましては、転出先でまだ3カ月経過していないため、そちらの選挙人名簿に登載されません。従って、従来の制度では投票できなかった訳ですけれども、今回の法改正で旧住所地の三種町の選挙人名簿に登録して、三種町の方で投票できるというふうになっております。

少し分かりにくい所もあるかと思いますが、そういった部分は後ほど質問していただければと思います。以上、長々と恐縮でございますが、これで議案第20号の説明を終わります。

近藤委員長 それでは、名簿を確認しながらご質問等ございましたらお願い致します。暫時ご確認をお願いします。

(各委員、暫時別紙資料を確認。)

近藤委員長 皆さん、確認いただきまして何かございますでしょうか。
(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 はい。特に無いとのことですが、議案第20号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、議案第20号は原案どおり決定と致します。
続きまして、議案第21号「選挙人名簿から抹消することについて」の説明を事務局よりお願いします。

清水書記 はい。議案第21号 選挙人名簿から抹消することについて(選挙時)。

公職選挙法第28条の規定により、別紙の者を平成28年6月21日付けで選挙人名簿から抹消する。

内容について、説明致します。

本日の登録抹消は、6月定時登録後の死亡者と転出4カ月経過の抹消でございます。登録抹消につきましては、法改正の影響は特にございません。いままでどおりでございます。

まず、1の死亡抹消者につきましては、6月定時登録の基準日の翌日6月2日から昨日までに死亡の届出があった者で、人数は、男5人、女9人、計14人でございます。

次に、2の転出抹消者でございます。6月定時登録後の新たな

転出4カ月経過でございまして、転出届出日が2月2日から2月20日までの者で、人数は、男4人、女2人、計6人。

よって、今回の抹消者総数は、男9人、女11人、合計20人でございます。

登録抹消につきましても、別紙の名簿の方をご覧いただきたいと思えます。

まず、11頁が死亡抹消の12名で、届出が6月2日から6月20日までの者でございます。

次に、転出抹消につきましては、次の12頁に記載しております。4カ月抹消は、転出の届出が2月2日から2月20日までの6名でございます。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 それでは、只今の説明につきまして、名簿を確認しながらご質問等ございましたらお願い致します。

(各委員、暫時別紙資料を確認。)

近藤委員長 皆さん、確認いただきまして何かございませぬか。

(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 はい。特に無いとのことですが、議案第21号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、議案第21号は原案どおり決定と致します。

続きまして、報告第8号「登録の移替えをした者について」の説明をお願いします。

清水書記 はい。報告第8号「登録の移替えをした者について(選挙時)」。

平成28年6月21日付けの選挙時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

対象は、平成28年6月2日から平成28年6月9日までの町内転居により投票区の移替えをした者で、人数は、男1人、女2人、合計3人でございます。

参議院選挙に伴いまして、6月9日に選挙人名簿と投票所入場券の作成を行っておりますが、その翌日以降の町内転居につきましては、選挙が終わるまで移替えを行わない取扱いとなっておりますので、今回の移替えは6月2日から6月9日までの8日間の

町内転居が対象でございます。

対象者3名につきましては、別紙名簿の13頁に記載しておりますので、よろしくお願い致します。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 はい。移替えにつきましては、3名程でございます。名簿を確認しながらご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

(各委員、暫時別紙資料を確認。)

近藤委員長 皆さん、確認いただきまして何かございませんか。

(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 はい。特に無いとのことですが、報告第8号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、報告第8号は原案どおり承認と致します。

続きまして、報告第9号と報告第10号は関連性が有りますので、一括して審議をお願いしたいと思っております。事務局より説明をお願いします。

清水書記 報告第9号「選挙権を有する者の50分の1の数について」。

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は316である。

この50分の1の数につきましては、下に記載の直接請求に必要な署名数でございますが、選挙権を有する者の総数につきまして、4頁の増減表でご説明致します。

前回6月定時登録の名簿登録者数が、合計15,490人。これに対し、本日の抹消者数が死亡と転出合わせまして20人。登録が新有権者、転入合わせて293人。これらを増減した本日の名簿登録者総数が15,763人。前回6月定時登録と比較し273人の増でございます。

50分の1の数につきましては、15,763人の50分の1でございます。

続きまして、報告第10号 選挙権を有する者の3分の1の数について。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項

に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は5, 255である。

この3分の1の数につきましては、下に記載の直接請求に必要な署名数で、名簿登録者総数15, 763人の3分の1でございます。

説明は以上でございます。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。
（「ありません。」の声有り。）

近藤委員長 はい。特に無いとのことですが、報告第9号及び第10号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。
（「はい。」の声有り。）

近藤委員長 それでは、報告第9号及び第10号は原案どおり承認と致します。

続きまして、議案第22号「投票管理者及びその職務代理者の選任について」。説明の方をお願いします。

清水書記 平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任する。

まず、投票管理者につきまして、8頁の方お開き願います。ご覧のとおり、各投票区1名ずつ、21名を選任したいとしております。

また、職務代理者につきましては、9頁の21名で、すべて町職員からの選任としております。

投票管理者につきましては、公職選挙法上「当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって充てる」となっておりますが、人選は昨年の県議選で選任した方を中心に行っております。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（「特にありません。」の声有り。）

近藤委員長 特に無いようですが、議案第22号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議ありません。」の声有り。）

近藤委員長 異議無しとのことですので、議案第22号は原案どおり決定と

致します。

続きまして、議案第23号「投票立会人の選任について」の説明をお願いします。

清水書記

はい。議案第23号「投票立会人の選任について（参院選）」。

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票立会人を別紙のとおり選任する。

投票立会人につきましては、各投票区2名ずつ、ご覧の42名を選任したいとしております。

公職選挙法上は、「各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から2人以上5人以下の立会人を選任する」となっておりますが、各投票所2名ずつの選任としております。

また、人選につきましては、投票管理者と同様、今年の県議選で選任した方を中心に行っております。

説明は、以上でございます。

近藤委員長

はい。只今の説明につきまして、名簿も確認いただきながら、何かございましたらご発言願います。

（「特にありません。」の声有り。）

近藤委員長

特に無いようですが、議案第23号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議ありません。」の声有り。）

近藤委員長

異議無しとのことですので、議案第23号は原案どおり決定と致します。

続きまして、議案第24号「期日前投票立会人の変更について」の説明をお願いします。

清水書記

議案第24号 期日前投票立会人の変更について（参院選）。

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票立会人の一部を次のとおり変更する。

期日前投票立会人につきましては、前回6月2日の委員会にお諮りしたところですが、やむを得ない理由で変更が必要となっております。

投票所は、八竜農村環境改善センターの期日前投票所でございます。まして、ご覧のとおり7月3日、4日、5日の3日間、立会人2名のうち1名を変更することとしております。

なお、変更後の配置を13頁に表でまとめておりますのでご確認をお願い致します。

以上でございます。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 はい。特に無いようですが、議案第24号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 異議無しとのことですので、議案第24号は原案どおり決定と致します。

続きまして、議案第25号「ポスター掲示場の設置場所の変更について」。説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第25号「ポスター掲示場の設置場所の変更について(参院選)」。

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法第144条の2の規定によりポスター掲示場を設置する場所の一部を次のとおり変更する。

変更前 三種町豊岡金田字豊岡121番地(宅前)

変更後 三種町豊岡金田字森沢1番地2(山本総合支所入口)

説明致します。

6月2日の委員会におきまして、ポスター掲示場を設置する場所として158カ所決定いただいておりますが、このうち豊岡の宅地内に設けた掲示場が、宅地の整備の関係で急に設置できなくなりました。お手元の地図の101番でございます。そこで、近場への移設を検討致しましたが、ご覧のとおり、すぐ近くに98番の掲示場があることや、集落内の掲示場が若干過剰ぎみと思われることなどから、山本総合支所の方に移設したいということで提案しております。

以上、よろしくお願ひ致します。

近藤委員長 はい。皆さん、只今の説明につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご質問等無いとのことですが、議案第25号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

近藤委員長 はい。それでは、議案第25号は原案どおり決定と致します。

続きまして、議案第26号「委員長専決事項の指定について」ということで、説明の方をお願いします。

清水書記

はい。議案第26号「委員長専決事項の指定について」。

三種町選挙管理委員会規程第13条第1項の規定に基づき、次の事項を三種町選挙管理委員会委員長の専決事項に指定する。

委員長専決指定事項

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者及びその職務代理人、投票立会人（補充選任を除く。）、期日前投票管理者及びその職務代理人並びに期日前投票立会人（補充選任を除く。）の選任の変更

内容でございますが、投票管理者等が、正当なやむを得ない理由によりまして、その職を辞退した場合は、選挙管理委員会が直ちに他の人を選任する必要があるございますが、その選任につきましては、急を要することから、委員長の専決事項にさせていただくものであります。

なお、期日前も含めまして投票立会人が投票日当日になって欠けた場合につきましては、投票管理者がその権限で補充選任することになりますので、これにつきましては除くものとしております。

以上でございます。

近藤委員長

只今の説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

（「特にありません。」の声有り。）

近藤委員長

ご質問等無いとのことですが、議案第26号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議ありません。」の声有り。）

近藤委員長

はい、それでは、議案第26号は原案どおり決定と致します。

近藤委員長

以上で、本日の案件審議は終了致しました。

「その他」としまして、事務局の方から今後の予定等について説明をお願いします。

清水書記

はい。16頁の方で今後の予定について説明をさせていただきます。

（以下、資料に基づき説明）

（その後、意見交換）

近藤委員長 他になければ、本日の委員会は終了したいと思います。本日は
どうもありがとうございました。

午前10時8分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____